

旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法，試験，進級等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法，試験，進級等取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法，試験，進級等取扱規程（平成16年旭医大達第66号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(履修の許可)	(履修の許可)
第3条 学長は，助産師及び保健師の資格を取得しようとする者に係る選択科目の履修届の提出があった場合は，第3学年前期までの成績の評価，面接等を総合的に勘案し，履修を許可する。	第3条 学長は，助産師及び保健師の資格を取得しようとする者に係る選択科目の履修届の提出があった場合は，第3学年前期までの成績の評価，面接等を総合的に勘案し，履修を許可する。
<u>2 学長は，第3学年後期から開始する臨地看護学実習については，当該実習開始までに開講する必修科目のすべてを修得し，第4条第3項に定める看護学科OSCEに合格した者の履修を許可する。</u> （新設）	
(略)	(略)
(留置)	(留置)
第9条 次の各号の一に該当する者は，進級させず，原級に留め置くものとする。	第9条 次の各号の一に該当する者は，進級させず，原級に留め置くものとする。
<u>(1) 第1学年から第3学年の当該学年における必修科目単位</u> のすべてを <u>修得し</u> なかった者	<u>(1) 第1学年から第3学年の当該学年の必修科目単位</u> をすべて修得しなかった者。 <u>ただし，履修年次が学年をまたがることが履修要項に明示されている授業科目で，当該履修者が最終開講学年に在学していない場合には，進級要件としての必修科目には，当該授業科目を含めないものとする。</u>

(2) 第1学年末までに、一般基礎科目における選択科目のうち6単位以上の単位を修得しなかった者（新設）

(3) 看護学科OSCEに合格しなかった者
（略）

附 則

この規程は、令和7年4月9日から施行する。

【改正理由】

臨地看護学実習の履修要件，カリキュラムに合わせた進級要件について整理するため，所要の改正を行うものである。

(2) 看護学科OSCEに合格しなかった者
（略）